

(別紙 1)

管理運営上のリスク分担表

種類	内容	リスク負担者	
		新潟市	指定管理者
物価変動	物価変動による経費の増大又は減少		○
賃金水準	賃金水準の変動による人件費の増大又は減少	○	
金利変動	金利の変動による経費の増大又は減少		○
税制・法令改正	施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増大又は減少 (例：施設の法定点検回数の増)	○	
	上記以外の改正等による経費の増大又は減少		○
その他の制度改正	指定管理者制度に直接関係する条例、規則の改正その他の制度変更等による経費の増大又は減少	○	
	上記以外の条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増大又は減少		○
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		○
施設・設備の損傷等	経年劣化によるもので小規模（1件につき30万円（消費税及び地方消費税含む）未満）なもの		○
	経年劣化によるもので上記以外のもの	○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	第三者の行為で相手方が特定できないもののうち小規模（1件につき30万円（消費税及び地方消費税含む）未満）なもの		○
	第三者の行為で相手方が特定できないもので上記以外のもの	○	
資料等の棄損等	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為で相手方が特定できないもののうち小規模なもの		○

	第三者の行為で相手方が特定できないもので 上記以外のもの	○	
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されない ことによる事業の中止、延長	○	
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新 されないことによる事業の中止、延長		○
不可抗力	地震、暴風、豪雨、洪水、火災、暴動等、指定 管理者の責めに帰すことのできない自然的現 象又は人為的な行為による業務の変更、中止、 休業等による損失	○	
	上記のうち、指定管理者が実施する自主事業に 対する損失	市と指定管理者で協 議	
管理運営上の事故 等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者 の責めに帰すべき行為により利用者に損害を 与えた場合		○
	騒音、振動、悪臭など管理運営上において周辺 住民の生活環境を阻害し損害を与えた場合		○
施設の競合	競合施設の新設などにより利用者が減少した 場合		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間 途中における業務を廃止した場合における事 業者の撤収費用、原状回復費用及び引継に要す る費用		○